第70回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

● **事業報告**

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

「会社の支配に関する基本方針」

「剰余金の配当等の決定に関する方針」

● **連結計算書類**

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● **計算書類**

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

（2024年10月１日から2025年９月30日まで）

株式会社マサル

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の全ての役員及び社員は、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底するとともに、法令や規程の重大な違反等の問題が発生した場合には、取締役及び関係する従業員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議において、速やかに必要な検討と対応を実施します。

ロ．取締役会は、取締役会規程に則り、会社の業務執行の意思決定を行います。

ハ．取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会に報告します。

ニ．取締役は、取締役及び関係する従業員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議においては、問題発生の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスの周知・啓蒙、リスク管理及び内部統制構築と推進等で重要な役割を担います。

ホ．監査役は、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督します。また、監査体制の充実を図ります。

ヘ．内部統制室は、法令遵守、リスク管理、内部統制システム等を監査役と連携して整備し運用します。内部監査室は各部門に対し業務執行の適正性及び効率性について監査し、改善に向けた提言を行います。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、稟議規程等に基づき決裁を行った文書について、法令及び社内諸規程に基づき作成、保存ができるよう文書管理規程を整備しています。また、必要に応じて、取締役、監査役等の閲覧要請があった場合に備え、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理を行います。

ロ．これらの管理責任者は管理本部長とします。

ハ．監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査します。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行を効率的に行うための体制として、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、原則として定例取締役会を開催する週を除く毎週、取締役及び関係する従業員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議を開催します。

ロ．取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてその責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役と執行役員及び部長職又はそれに準ずる者を構成員とする幹部会会議を毎月１回開催し、業務執行の迅速化・徹底とともに経営の監督機能強化を図ります。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．業務遂行から生じる様々なリスクを管理するため、社内諸規程を整備し、主要なリスクについては継続的に監視します。全社のリスクに関する管理責任者を管理本部長とし、各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施します。

ロ．リスク管理責任者は、取締役会、幹部会会議等の場を通じ総括的、横断的なリスク管理を行い、経営の健全性、株主の利益、社会的信用の向上を図ります。

ハ．内部監査室は、コンプライアンスも含めた全社の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。また、具体的な個別事案の検証を通じて全社体制の適切性に関するレビューを実施します。なお、現場監査においては、指摘事項の改善状況を監視します。

ニ．リスクを発見した場合、又は発生する恐れのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役、部門長、管理責任者に報告します。

ホ．重大、緊急又は不測の事態が発生し、又はその恐れがある場合には、遅滞なくリスク対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えます。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動規範」に準じた規範を定め、各社にあったコンプライアンス体制を構築、運用します。

ロ．内部統制室長は、グループ各社に対し、関係会社管理規程、内部監査規程に基づき諸規程が法令及び定款に適合していることを確認します。

ハ．グループ各社の経営管理及び内部統制を行うため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への報告を求めるほか、当社内部監査室が毎月１回グループ会社に対して行う内部監査にてコンプライアンスを含めた日常的なリスク管理状況の監査を行います。

ニ．グループ会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、各社にて取締役会を月１回開催するほか、当社に準じた規程を整備し、業務執行の迅速化を図ります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、必要に応じて取締役会の承認の上で補助すべき社員を置くことができるものとします。

⑦　前号の社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が補助すべき社員を置く場合には、その監査役補助者の任命・解任・人事考課・処遇・人事異動等の改定については、監査役全員の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

ロ．監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しないものとします。

⑧　取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び社員は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

ロ．取締役及び社員は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またその恐れのある事実、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重要な事項等を監査役に対して直ちに報告します。

ハ．内部通報制度規程を適切に運用し、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、内部監査室長・監査役への適時・適切な報告体制を確保し、また、内部通報を行った者に対する不利な取り扱いを禁止するものとします。

ニ．監査が効率的且つ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視、検証する体制を確保するものとします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

ロ．監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に報告を求めます。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

ニ．監査役会は、適宜開催し、監査役間の意見及び情報の交換を行います。

ホ．監査役は、監査の実施にあたり、必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自の判断で起用できるものとします。

ヘ．監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理します。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業行動規範を制定し、全ての役員及び社員に対し法令及び定款を遵守して行動するように徹底しております。

ロ．内部通報制度を整備し、全ての役員及び社員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「リスク管理基本規程」に従って、当社に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っております。

ロ．内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ロ．また、監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けられた利益配分を、安定的且つ継続的に行うことを基本方針としております。また、当社グループを取り巻く経営環境を見据え、健全な経営基盤の構築と将来の事業展開に向けた内部留保の充実を目指し、財務体質の強化に努めるとともに、事業基盤拡充を図るための有効投資を行い、株主の皆様のご期待に応えてまいる所存であります。

剰余金の配当につきましては、年１回の期末配当で行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記基本方針並びに経営成績を総合的に勘案し、１株当たり160円とさせていただきます。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年３月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	885,697	1,266,914	2,817,191	△44,552	4,925,250
当期変動額					
剰余金の配当			△110,754		△110,754
親会社株主に帰属する当期純利益			405,234		405,234
自己株式の取得				△183	△183
自己株式の処分		3,067		10,612	13,680
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					―
当期変動額合計	―	3,067	294,479	10,428	307,975
当期末残高	885,697	1,269,981	3,111,670	△34,123	5,233,225

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	14,893	14,893	4,940,143
当期変動額			
剰余金の配当			△110,754
親会社株主に帰属する当期純利益			405,234
自己株式の取得			△183
自己株式の処分			13,680
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,325	29,325	29,325
当期変動額合計	29,325	29,325	337,300
当期末残高	44,218	44,218	5,277,444

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　３社

主要な連結子会社の名称　株式会社マサルファシリティーズ
空気設備工業株式会社

⑵　持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

⑸　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ．完成工事補償引当金　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の修繕費支出の実績割合等に基づき必要と見積られる額を計上しております。

ホ．工事損失引当金　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主に工事契約を締結しております。当該契約のうち長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約期間がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高）

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高	441,966千円

（注）当連結会計年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事収益総額及び工事原価総額の見積りにつきましては、工事着工段階において実行予算を編成し、着工後の各期末においては工事の現況を踏まえて見直しを実施しており、一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高については、工事原価総額を基礎として当連結会計年度末までの実際発生原価に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて算定しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、施工中の工法の変更や施工範囲の変更等に伴う設計変更・追加契約の締結・資材・外注費等にかかる市況の変動及び天候等の気候変動による工事の遅延等による外注費の増減等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記の完成工事高には履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないため、原価回収基準により認識した収益金額は含んでおりません。

（のれんの評価）

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	328,145千円

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、営業活動から生ずる損益の実績等に基づいて、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されておりません。

将来の事業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　277,662千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	901,151株	― 株	― 株	901,151株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,113株	145株	3,700株	11,558株

（注）１．自己株式の増加株式数145株のうち、100株は取締役会決議に基づく自己株式の処分の買戻し、45株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
２．自己株式の減少株式数3,700株は、取締役会決議に基づく自己株式の処分であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

2024年12月25日開催の第69回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　110,754千円
・１株当たり配当額　　125.0円
・基準日　　2024年９月30日
・効力発生日　　2024年12月26日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2025年12月24日開催の第70回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　142,334千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　160.0円
・基準日　　2025年９月30日
・効力発生日　　2025年12月25日

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、余裕資金を効率的に運用するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取締役に対し貸付けを行っております。

工事未払金及び電子記録債務は、短期間で決済されるものであります。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後６年６か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を行う場合は、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行い、月次の取引実績は、担当役員まで報告されます。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤　信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち31.5％（上位２社）が特定の大口顧客に対するものであります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2025年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴ 投資有価証券			
その他有価証券	165,399	165,399	―
資産計	165,399	165,399	―
⑴ 社債（注３）	606,000	606,000	―
⑵ 長期借入金（注２）	403,758	403,177	△580
負債計	1,009,758	1,009,177	△580

（注）１．「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「完成工事未収入金」「工事未払金」「買掛金」「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

２．１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含まれております。

３．１年内償還予定の社債は、社債に含まれております。

⑶ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区　　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	165,399	—	—	165,399

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　　分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
社債（※２）	—	606,000	—	606,000
長期借入金（※１）	—	403,177	—	403,177
負債計	—	1,009,177	—	1,009,177

（※１）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含まれております。
（※２）１年内償還予定の社債は、社債に含まれております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金、社債

これらの時価は、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものについては、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

⑴　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	建設工事業	設備工事業	
売上高			
一時点で移転される財又はサービス	4,546,560	602,985	5,149,546
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,618,455	879,687	5,498,142
顧客との契約から生じる収益	9,165,016	1,482,672	10,647,689

⑵　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「⑸　会計方針に関する事項　④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,652,401
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,577,974
契約資産(期首残高)	750,375
契約資産(期末残高)	539,644
契約負債(期首残高)	714,481
契約負債(期末残高)	821,946

（注）１．契約資産は、工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが、未請求の財又はサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する権利が請求可能になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

２．契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、701,790千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額は、以下のとおりであります。残存履行義務については概ね５年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

	当連結会計年度
建設工事業	738,645千円
設備工事業	3,524,946千円
合　　計	4,263,591千円

８．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　　5,932円43銭

⑵ １株当たり当期純利益　　455円94銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2024年10月１日から
2025年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	885,697	1,261,600	5,314	1,266,914	93,000	291,508	2,113,757	2,498,266
当期変動額								
剰余金の配当							△110,754	△110,754
当期純利益							379,994	379,994
自己株式の取得								—
自己株式の処分			3,067	3,067				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	—	—	3,067	3,067	—	—	269,239	269,239
当期末残高	885,697	1,261,600	8,381	1,269,981	93,000	291,508	2,382,996	2,767,505

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△44,552	4,606,325	14,893	14,893	4,621,218
当期変動額					
剰余金の配当		△110,754			△110,754
当期純利益		379,994			379,994
自己株式の取得	△183	△183			△183
自己株式の処分	10,612	13,680			13,680
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			29,325	29,325	29,325
当期変動額合計	10,428	282,735	29,325	29,325	312,060
当期末残高	△34,123	4,889,060	44,218	44,218	4,933,279

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

イ　子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④　完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修費支出の実績割合等に基づき必要と見積られる額を計上しております。

⑤　工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるために、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社は主に工事契約を締結しております。当該契約のうち長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価回収基準を適用しております。なお、契約期間がごく短い又は金額的重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用に関する注記につきましては、「連結注記表　2．会計方針の変更に関する注記　（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高）

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務が充足され、進捗度に基づき認識した完成工事高	225,042千円

（注）当事業年度に完成した工事に係る完成工事高は除いております。

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表　3．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一のため、注記を省略しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額	120,264千円
⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	5,398千円
短期金銭債務	18,428千円
⑶ 取締役に関する金銭債権	
金銭債権	2,707千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
完成工事原価	139,992千円
営業取引以外による取引高	5,100千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	11,558株

7．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	322千円
賞与引当金	65,619千円
役員賞与引当金	15,966千円
完成工事補償引当金	2,317千円
工事損失引当金	18,193千円
未払事業税	9,633千円
未払法定福利費	10,326千円
会員権貸倒引当金	22,804千円
譲渡制限付株式	26,008千円
未払役員退職慰労金	12,680千円
その他	15,325千円
小計	199,199千円
評価性引当額	△74,360千円
繰延税金資産合計	124,838千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,353千円
繰延税金負債合計	△20,353千円
繰延税金資産の純額	104,485千円

8．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　7．収益認識に関する注記」に記載した内容と同一のため、注記を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　　5,545円55銭

⑵　１株当たり当期純利益　　427円54銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。